

東京成徳大学大学院心理学研究科博士論文審査実施要領

（提出条件）

1. 課程による博士論文を提出しようとする者（以下「課程博申請者」という。）は、次の条件を満たさなければならない。

（1）東京成徳大学（以下「本学」という。）大学院学則（以下「大学院学則」という。）第20条に定める所定の単位を、論文提出時において修得、または修得見込みであること。

（2）研究内容に関連した実践活動を少なくとも2年以上経験していること。その活動には、本学大学院心理・教育相談センターや他の相談機関における臨床相談、病院やクリニックにおけるカウンセリング、学校カウンセラーとしての活動等を含む。

（3）研究関連の学会において研究発表を3編以上していること。

（4）研究関連の学会の専門誌に単著あるいは筆頭著者の論文を1編以上発表していること。

（5）中間発表を3回行っていること。原則として、第1回は博士後期課程1年次の12月上旬、第2回は2年次の12月上旬、第3回は3年次の7月上旬とする。

（6）予備審査を受けていること。その時期は、最終試験のおよそ1か月前までとする。

（7）論文題目を所定の用紙により、研究指導教員から承認を受けて提出すること。その時期は、3月に学位授与を受けようとする者は10月下旬、9月に学位授与を受けようとする者は4月下旬とする。

2. 課程によらない博士論文を提出しようとする者（以下「論文博申請者」という。）は、次の条件を満たさなければならない。

（1）研究関連の学会において研究発表を3編以上していること。

（2）研究関連の学会の専門誌に単著、あるいは筆頭著者の論文を2編以上発表していること。

（3）当該研究領域に関して大学卒業後6年以上の教育・実践経験を有すること。

（4）論文題目を所定の用紙により、研究指導教員から承認を受けて提出すること。その時期は、課程博申請者の日程に準ずる。

（5）本学大学院博士後期課程退学後3年以内の者が博士論文を提出しようとする場合は、第1項の提出条件を適用するものとする。

（論文の作成）

3. 博士論文を作成し、提出するものとする。

4. 博士論文は単著とし、日本語または英語で書かれたものとする。

5. 博士論文の作成にかかる詳細は、別に定める。

（論文の提出及び受理）

6. 課程博申請者は、本学学位規則（以下「学位規則」という。）第8条の規定に基づき、3月に学位授与を受けようとする者は1月20日、9月に学位授与を受けようとする者は7月20日（当日が休日の場合はその翌日）までに、所定の博士論文審査願に審査書類と併せて博士論文を提出しなければならない。なお、提出された論文の受理は、研究科委員会が行う。

7. 論文博申請者は、博士論文を提出するにあたり研究指導教員をとおして研究科委員会に論文審査の申し出を行い、研究科委員会が指名した審査委員による予備審査を受けなければならない。なお、予備審査に係る詳細は別に定める。

8. 前項に定める予備審査の結果、本審査を認められた論文博申請者は、学位規則第9条の規定に基づき、所定の博士論文審査願に審査書類及び、学位規則別表に定める審査手数料と併せて博士論文を提出しなければならない。なお、本項に基づき提出された博士論文の受理は、研究科委員会が行う。また、本項に基づき実施される博士論文審査（予備審査、論文の提出、最終試験等）の日程は、課程博申請者の審査日程に準ずる。

（論文の審査体制）

9. 博士論文の審査委員は、学位規則第10条第1項の規定に基づき、主査1名、副査3名で構成する。
10. 主査は、心理学研究科博士後期課程の教授職より選出する。ただし、申請者の研究指導教員は除く。
11. 副査は、申請者の研究指導教員のほか、心理学研究科博士後期課程の研究指導を担当できる教員より選出する。
12. 学位規則第10条第2項に基づき、本学の教員若しくは他大学又は研究所等の教員等を審査委員に加える場合は、副査としなければならない。
13. 審査委員の選出は、研究科委員会の意見を聴いて研究科長が行う。

（論文の審査方法）

14. 博士論文は、主査の総括のもと審査委員による査読及び学位規則第12条の規定に基づく最終試験により審査を行う。
15. 論文博申請者には、前項に定める最終試験のほか、原則として外国語の筆記試験を行う。ただし、研究科委員会が認める場合は、これを免除する。なお、筆記試験に係る詳細は別に定める。
16. 第14項に定める最終試験は、公開により行うものとする。

（論文の評価基準）

17. 博士論文は、学位規則第11条第2項に定める審査基準のほか、心理学研究科博士後期課程のディプロマ・ポリシーに基づき、以下に掲げる評価項目について、その水準に達していると認められたものを合格として判定する。

- ①心理学の学術水準から見た問題意識の明確さ
- ②心理学の学術水準から見た課題設定の適切さ
- ③心理学の学術水準から見た独自の知見や着眼点の斬新さ
- ④先行研究の取扱いの適切さ
- ⑤データ（資料）の収集や処理の適切さ
- ⑥論旨の明確性・論理性
- ⑦表現・表記法の適切さ
- ⑧論文構成の体系性
- ⑨研究倫理の配慮の適切さ

（論文の審査報告）

18. 審査委員は、論文の審査を付託された日から一定の期間内に審査を行わなければならない。
19. 審査委員の主査は、審査結果を所定の審査報告書により、定められた期日までに研究科長に報告するものとする。
20. 報告書には、論文題名、提出者名、論文概要、評価、最終試験結果、結論を明記し、末尾に主査、副査が所属・職名を記載のうえ、署名するものとする。

2 1. 研究科長は研究科委員会に審査結果を報告し、かつ最終試験の結果と併せて可否を審議しなければならない。

2 2. 研究科長は、研究科委員会による審議の結果を学長に上申しなければならない。

(通報・相談窓口)

2 3. 学位の審査及び取得に関する疑義等に対応するため、事務局教務課に「通報・相談窓口」を置く。

2 4. 研究科長は前項により通報等があったときは、通報者等が不利益とならないよう配慮するとともに公正な調査を実施し、その結果を速やかに公表するものとする。

(その他)

2 5. 以上の条項に、例外または疑義の生じた時には、その都度、研究科委員会において議するものとする。

2 6. この要領の改廃は、研究科長が行う。

附 則

この実施要領は、平成 1 8 年 1 月 1 日より施行する。

附 則

この実施要領は、平成 1 8 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この実施要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この実施要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1. この実施要領は、2 0 2 0 年 4 月 1 日より施行する。

2. 前項の規定にかかわらず、2 0 2 0 年 3 月 3 1 日に在学する者から適用する。

附 則

この実施要領は、2 0 2 2 年 1 2 月 1 日より適用する。

附 則

この実施要領は、2 0 2 6 年 4 月 1 日より適用する。